

令和 7 年

第 2 回湖南衛生組合議会定例會會議錄

湖南衛生組合議会

令和7年 第2回湖南衛生組合議会定例会会議録

令和7年11月21日、令和7年第2回湖南衛生組合議会定例会は、湖南衛生組合会議室に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 あべみさ君	2番 伊藤幸秀君
3番 宮代一利君	4番 三島杉子君
5番 安田けいこ君	6番 森戸よう子君
7番 安竹洋平君	8番 中江美和君
9番 高瀬かおる君	10番 皆川りうこ君
11番 蜂須賀千雅君	12番 床鍋義博君
13番 田村充子君	14番 遠藤政雄君

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求められた者は次のとおりである。

管理者	山崎泰大君	副管理者	酒井大史君
副管理者	小美濃安弘君	副管理者	白井亨君
副管理者	小林洋子君	副管理者	丸山哲平君
副管理者	和地仁美君		
代表監査委員	乃一祐太君	会計管理者	指田政明君
事務局長	井上幸三君	総務課長	塩瀬晴久君
庶務係長	岡本康夫君		

組織団体（清掃）主管部課よりの出席者は次のとおりである。

立川市卯月部長	武藏野市臼井課長
小金井市柿崎部長	小平市三井課長

国分寺市 島崎部長

東大和市 池田課長

武藏村山市 安齋部長

4. 議事日程は次のとおりである。

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について

第4 議案第8号 湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例

第5 議案第9号 湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例

午前10時00分 開会

○議長【中江美和君】 皆様、こんにちは。

開会前に、事務局から連絡事項がございますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、事務局から連絡事項を2点申し上げます。

1点目でございますが、本日は、令和6年度の決算認定の議案がございますことから、代表監査委員及び会計管理者が出席しておりますので、御紹介をさせていただきます。

初めに、乃一代表監査委員でございます。

○代表監査委員【乃一祐太君】 代表監査委員の乃一です。よろしくお願ひいたします。

○事務局長【井上幸三君】 次に、指田会計管理者でございます。

○会計管理者【指田政明君】 会計管理者の指田でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局長【井上幸三君】 2点目でございますが、恐縮ではございますが、これから発言は、着座での発言とさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お時間をいただきありがとうございました。事務局からは以上でございます。

○議長【中江美和君】 それでは、始めたいと思います。

ただいまより、令和7年第2回湖南衛生組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名で、なお、三島議員は、遅れるとの連絡が入っておりますので、御了承願います。定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより会議を開きます。

直ちに議事に入ります。

○議長【中江美和君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員に

7番 安竹 洋平 議員

14番 遠藤 政雄 議員

を指名いたします。以上2名の方よろしくお願ひします。

○議長【中江美和君】 次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本定例会の会期は本日1日といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長【中江美和君】 次に、日程第3、議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【中江美和君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 おはようございます。それでは、大変失礼ですが、座ったままの説明とさせていただきます。

令和7年第2回湖南衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、公私とも御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」をはじめとする3議案の御審議をいただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま議題となりました、議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る10月6日に監査委員の厳正かつ慎重な審査をいただきましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて認定に付するものでございます。

歳入歳出の総額でございますが、歳入決算額1億4,129万543円に対しまして、歳出決算額は1億2,372万7,293円で、歳入歳出差引残額は、1,756万3,250円となっております。これにつきましては、全額翌年度へ繰越しをしております。

概要及び詳細な内容につきましては、会計管理者及び事務局長からそれぞれ説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」御説明いたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算を、別紙のとおり、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、決算の概要を指田会計管理者から御説明させていただき、その後に、決算の詳細を私から御説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○会計管理者【指田政明君】 議長。

○議長【中江美和君】 会計管理者。

○会計管理者【指田政明君】 それでは、令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算について御説明をいたします。

初めに、事業概要について御説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の1ページをお開きいただきたいと存じます。

(1) し尿処理事業の概況でございます。令和6年度の搬入量は1,206.6キロリットルで、前年度と比べて54.5キロリットルの減少となっております。また、資料には特に記載はございませんが、年間搬入量を稼働日数244日で割った日量は4.94キロリットルで、前年度と比べて0.25キロリットルの減となっております。

組織団体別の年間搬入量は、表「①年間搬入量の状況」のとおりでございます。

次に、「主要な施策の説明書及び参考資料」の2ページをお開きいただきたいと存じます。

(2) 事業運営についてでございます。新処理施設の稼働から令和6年度で8年目となります、引き続き円滑な事業運営に努めてまいりました。

湖南衛生組合総合整備事業における土地信託事業で処分を行わなかった旧場外水源用地については、旧第六水源用地を売地看板の設置を継続しながら、令和2年10月からは、駐車場用地として整備を行い、事業者に貸付けを行っております。なお、貸付収入は、財産収入としております。

次に、(3) し尿処理場維持管理のための施設整備工事等実施状況でございますが、施設整備工事につきましては、定期的な整備や点検・調整を実施し、令和6年度決算額は、1,053万8,000円となっております。

また、処理施設の修繕につきましては、落雷等により被害を受けた設備等の修繕等を行

い、令和6年度決算額は、481万5,800円となっております。

次に、収支について御説明いたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の3ページをお開きください。

収支の状況につきましては、歳入決算額が1億4,129万543円、歳出決算額が1億2,372万7,293円で、歳入歳出差引額は1,756万3,250円でございます。

次に、款別決算額について御説明をいたします。「主要な施策の説明書及び参考資料」の4ページ、5ページをお開きください。

歳入の款別の決算額は上段、歳出の款別の決算額は下段の表のとおりでございます。歳入合計は、予算現額1億4,035万8,000円に対し、収入済額が1億4,129万543円で、予算現額に対する収入済額の割合は100.7%となっております。歳出合計は、予算現額1億4,035万8,000円に対し、支出済額が1億2,372万7,293円、不用額が1,663万707円で、予算現額に対する執行率は88.2%となっております。

以上、令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算につきまして、概要を説明いたしました。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、引き続き御説明いたします。

「令和6年度歳入歳出決算書」の8ページ、9ページを御覧いただきたいと思います。

「決算事項別明細書」の歳入でございます。

1款 分担金及び負担金は、組合組織7市の分担金でございます。各市の分担金の額は、1節から7節までに記載のとおりで、収入済額は合計で1億525万5,000円となっております。

2款 財産収入は、財政調整基金及び施設整備基金に係る預金利子、並びに旧第六水源用地の貸付収入で、収入済額は合計で11万6,769円となっております。

3款 繰入金は、財政調整基金及び施設整備基金を取り崩すもので、収入済額は1,303万8,000円となっております。

4款 繰越金は、前年度からの繰越金で、収入済額は2,052万2,375円となっております。

5款 使用料及び手数料は、電柱等占用料で、収入済額は3万9,600円となっており

ます。

6款 諸収入は、会計年度任用職員の報酬から徴収する本人分の雇用保険料、落雷により被害を受けた処理施設の設備等に係る建物災害共済金等で、収入済額は231万8,799円となっております。

次に、10ページ、11ページを御覧いただきたいと思います。「決算事項別明細書」の歳出でございます。

1款1項1目 議会費は、議会の運営に要した経費でございます。予算現額507万6,000円に対しまして、支出済額は500万7,144円で、執行率は98.6%でございます。

支出の主な内容は、組合議会議員14名の議員報酬、組合議会の議事録を作成するための速記委託料等でございます。

次に、2款1項1目 一般管理費は、職員人件費、各種施設管理用の委託料、財政調整基金積立金等でございます。予算現額6,632万7,000円に対しまして、支出済額は6,146万6,191円で、執行率は92.7%でございます。

支出の主な内容は、会計年度任用職員の報酬、特別職及び一般職分の給料、手当、共済費等、庁舎等の清掃業務、場内環境整備業務等の委託料、花菖蒲の維持管理のための原材料費、財政調整基金積立金等でございます。

次に、12ページ、13ページを御覧いただきたいと思います。

2項1目 監査委員費は、監査事務に要した経費でございます。予算現額13万8,000円に対しまして、支出済額は13万8,000円で、執行率は100%でございます。

支出の主な内容は、監査委員の報酬でございます。

次に、3款 し尿処理場費でございます。し尿処理施設等の維持管理及び施設整備に要した経費でございます。

まず、1項1目 し尿処理管理費でございます。予算現額2,275万4,000円に対しまして、支出済額は1,837万1,362円で、執行率は80.7%でございます。

支出の主な内容は、し尿処理水の放流に係る下水道使用料及び施設整備基金積立金でございます。

次に、1項2目 し尿処理維持費でございます。予算現額4,406万3,000円に対しまして、支出済額は3,874万4,596円で、執行率は87.9%でございます。

支出の主な内容は、電気料、修繕料等の需用費、下水投入施設の運転管理業務委託、各

種測定分析業務委託等の委託料、水質測定装置更新工事、N o . 2 破碎機等の定期整備工事に係る工事請負費でございます。

次に、4款 予備費でございますが、令和6年度におきましては、予備費の充当はございませんでした。

歳出につきましては、以上でございます。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額1億4,129万543円、歳出総額1億2,372万7,293円でございます。歳入歳出差引額は1,756万3,250円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額が、そのまま実質収支額1,756万3,250円となっております。

次に、15ページを御覧いただきたいと思います。「財産に関する調書」でございます。

1 公有財産の土地及び建物につきましては、土地及び建物とともに、決算年度中の増減はございませんでした。決算年度末現在高につきましては、土地が2万9,552.72m²、建物が449.44m²となっております。

2 物品の重要備品につきましても、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、16ページを御覧いただきたいと思います。3 基金でございます。各基金の決算年度中の増減は、表に記載のとおりでございます。当該増減によりまして、決算年度末現在高は、財政調整基金が2,440万6,334円、施設整備基金が4億444万2,963円となっております。

以上、雑駁ではございますが、令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長【中江美和君】 次に、決算審査の報告を乃一代表監査委員からお願ひいたします。

○代表監査委員【乃一祐太君】 それでは、令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算審査について、審査意見書により説明いたします。

決算書等の審査は、令和7年10月6日、湖南衛生組合の会議室におきまして実施いたしました。まず、審査に当たりましては、決算書及び付属書類について、地方自治法等の関係法令に準拠して調製されているかどうか、決算の計数は正確であるか否かを検証する

とともに、予算は適正に執行されているかなどを主眼といたしまして、関係書類及び帳簿類と照合し、その他、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

その結果、審査に付された歳入歳出決算書及び付属書類は、法令に準拠して作成されており、決算の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りはないものと認められました。

また、これらに伴う会計事務処理は、法令等に従って適正に執行されており、計数は正確なものと認められました。

審査の概要及び決算に対する意見につきましては、意見書に記載のとおりでございます。

以上をもちまして、令和6年度決算審査報告といたします。

○議長【中江美和君】 説明及び報告が終わりました。

これより議案第7号に対する質疑を行います。

○7番【安竹洋平君】 議長。

○議長【中江美和君】 安竹洋平議員。

○7番【安竹洋平君】 それでは、何点か伺いたいんですけども、まず歳入で、財産貸付収入というところが、予算現額等の比較で600円減なんんですけども、小さいところなんですが、これは理由を教えてください。それから、一応、これはどこに駐車場を貸し付け、どの事業者さんに貸し付けているのかも教えてください。

2点目が、同じく歳入の雑入のところで、先ほど御説明いただいたんですけども、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分とか建物災害共済金というところなんですけども、これはなぜ予算現額のほうには、こういったことは載らなかったんでしたっけといったところを確認させてください。

それから、3点目として、し尿処理維持費のところなんですが、工事請負費から需用費に203万流用されているというふうに書いてあるんですけども、203万2,000円、この流用について教えてください。

それから4点目ですけれども、人件費のところでかかる職員の方の人数、現在の職員の人件費のところで、給料と職員手当等というふうにかかってきて、共済費もそうだと思いますんですけども、これ、職員の人数は何人か、会計年度任用職員も何人かというところを教えてください。

それから、管理者と副管理者の報酬はどうなっていたんでしたっけ。何か報酬等はないんでしたっけというところを確認させてください。

今のが5点目で、最後が、ここで言うことかどうかはあれですけれども、やっぱり議員報酬が結構高いなと思うんですね。月1回こっちに来るわけでもないし、湖南衛生関連の仕事というのは普段ほほない状況で、議員報酬、毎月で、議長月額3万5,000円、副議長月額3万円、議員月2万8,000円と、1年に4日ぐらいしか出ないので、これはもうい過ぎだと思っていて、さすがに市民の方々に説明がつかないところもあるので、これは報酬を減額するとしたら、どういう手順でするんでしたっけ。議員提出議案で、報酬の減額の議員提出議案を出してという流れでしたっけというところを確認させてください。

以上、お願いします。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 お答えをいたします。

まず、1点目でございます。財産収入の貸付収入でございますが、こちらにつきまして、予算上、1,000円単位のところを繰り上げて予算計上したというところでございます。あわせて、1点目の貸付先についてでございますが、駐車場、いわゆるコインパーキングを取り扱いとしている事業者様に貸付けをしているところでございます。

○7番【安竹洋平君】 一応、名前も教えてください。事業者の名前を。

○事務局長【井上幸三君】 事業者名は「デイパーク」というところでございます。

○7番【安竹洋平君】 ありがとうございます。

○事務局長【井上幸三君】 2点目、雑入でございます。建物災害共済金の収入があつたにもかかわらず、それが予算に反映されていないという御質問だったかなと思いますが、もともと、こちらは落雷による共済金の給付でございましたけれども、そちらが当初想定されていなかったものでございまして、そのまま予算上に反映する機会がなかったというところから、このような決算になってございます。

○7番【安竹洋平君】 すみません。その会計年度任用職員雇用保険本人負担分は……（「手を挙げないと」の声あり）ごめんなさい。いや、答弁漏れなんですけれども。議長、答弁漏れなんですけれども……（「まだ答弁の途中」の声あり）いや、答弁漏れだから今聞いてもいいんじゃないですか。そういうルールはないですよね。先ほど質問したときに、ちゃんと聞いたんですけども……。

○議長【中江美和君】 先に答弁、いいですか。事務局長の。

○7番【安竹洋平君】 はい。

○事務局長【井上幸三君】 続きまして、3点目でございます。歳出のし尿処理場費の流用でございます。工事請負費から需用費への流用の理由ということでございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたが、落雷による被害によりまして、本来は施設に大きな修理が必要になった場合、工事請負費で対応するというようなところを考えておるんですけども、そちらが、今回につきましては、工事の規模ではないというところ、需用費の中の修繕料に流用しなければいけないというような事情がございまして、流用をさせていただいております。

次に、4点目でございます。職員の人数でございますけれども、こちらにつきましては、組織7市からの派遣職員3名と、会計年度任用職員1名、4名での体制となっております。

続きまして、5点目でございます。管理者、副管理者の報酬でございますが、こちらにつきましては、執行をしていると、お支払いをしているという状況でございます。

次に、6点目でございます。議員報酬についてでございますけれども、こちらを減をする場合の手続ということでございますが、こちらは、条例上に金額の規定がございますので、何らかの形で条例を改正する必要があるのかなというような認識でございます。

以上でございます。

○7番【安竹洋平君】 議長。

○議長【中江美和君】 安竹洋平議員。

○7番【安竹洋平君】 先ほどの落雷による共済金というところの雑入のところなんですけれども、先ほど御説明いただいたときも、歳入歳出決算書の9ページ目の表にも書いてあるんですが、備考のところに、会計年度任用職員雇用保険料本人負担分というのは、これは共済と何か関連したものなのか、確認させてください。

それから、管理者と副管理者の報酬は、それぞれ幾らかを教えてください。

それから、今のが、ごめんなさい。何点目といったほうがいいのかな。

○議長【中江美和君】 今、5点目ですよ。

○7番【安竹洋平君】 はい、5点目で。最後の議員報酬なんですけれども、これ、条例を改正する必要があるということは、議員提出議案等で、通常のやり方だと議員提出で条例改正をしましょうみたいな話で提案をすると思うんですけども、そういうルートで、一つやり方としてはいいのか、ありますかというのを確認させてください。

以上、お願ひします。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、お答えいたします。

まず、1点目でございます。歳入の雑入でございますけれども、会計年度任用職員の雇用保険料につきましては、御本人の報酬から天引きする雇用保険料でございますので、建物災害共済金とはまるきり別のものという状況でございます。当初予算におきましては、会計年度任用職員の雇用保険料本人負担分と、あと、遺族共済年金附加事業に係る事務費の部分を計上させていただいていたものであります。

続きまして、管理者と副管理者の報酬でございますが、管理者につきましては、月額4万3,000円、副管理者につきましては、月額3万5,000円でございます。

続きまして、3点目でございます。お時間いただきまして、ありがとうございます。こちらにつきましても、湖南衛生組合議会会議規則にございますが、議案の提出につきまして、議員が議案を提出しようとするときは、その案に理由を付し、地方自治法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者と共に連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者と共に連署し、文書をもってこれを議長に提出しなければならないというような手続が規定されているところでございます。

以上でございます。

○7番【安竹洋平君】 議長。

○議長【中江美和君】 安竹洋平君議員。

○7番【安竹洋平君】 先ほどの1点だけ、雑入の建物災害共済金は、これは金額は幾らで、雇用保険のほうは幾らぐらいだったのか、教えてください。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 お答えいたします。

雑入でございますが、雇用保険料本人負担分が、合計で1万2,928円、遺族共済年金附加事業に係る事務費が1,371円、建物災害共済金が230万4,500円でございます。

以上でございます。

○7番【安竹洋平君】 分かりました。

○議長【中江美和君】 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 ほかになければ、質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第7号「令和6年度湖南衛生組合歳入歳出決算の認定について」、本決算を認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【中江美和君】 挙手全員であります。

よって、本決算は認定することに決定いたしました。

乃一代表監査委員におかれましては、大変ありがとうございました。

○代表監査委員【乃一祐太君】 ありがとうございました。

○議長【中江美和君】 ここで退室されますので、しばらくお待ちください。

次に、日程第4、議案第8号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【中江美和君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 それでは、ただいま議題となりました、議案第8号の提案理由について、御説明申し上げます。

内容につきましては、担当者から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、議案第8号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例につきまして、当組合では、これまで、原則として、所在地である武蔵村山市の例に倣って整備をしてきております。今般、武蔵村山市の条例が改正されたことを受けて、当組合においても同内容の改正を行

うものでございます。

それでは、早速ですが、内容について御説明いたします。

本条例につきましては、子育て部分休暇及び介護時間の取得時間帯の制限を撤廃するとともに、妊娠、出産又は介護についての申出に対する意向確認等に関する規定を設ける必要があるため、提案するものでございます。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。

初めに、第20条の2第2項でございますが、勤務時間の始め又は終わりに限っている子育て部分休暇の取得時間帯の制限を廃止するものでございます。

次に、1ページから3ページにかけてとなりますが、第20条の3第1項でございます。

こちらは、妊娠、出産等について申出をした職員に対して、各号に掲げる措置を講じる旨を規定するものでございます。

第1号では、出生時における仕事と育児との両立に資する制度等を知らせること、第2号では、それらの制度等の請求等の意向を確認すること、第3号では、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向を確認することを規定しております。

次に、第2項でございますが、3歳に満たない子を養育する職員に対して、各号に掲げる措置を講じる旨を規定するものでございます。

第1号では、育児期における仕事と育児との両立に資する制度等を知らせること、第2号では、それらの制度等の請求等の意向を確認すること、第3号では、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向を確認することを規定しております。

次に、第3項でございますが、第1項第3号又は第2項第3号による職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の取扱いに当たっては、その意向に配慮する旨を定めております。

次に、第27条でございます。3ページから4ページにかけてとなりますが、勤務時間の始め又は終わりに限っている介護時間の取得時間帯の制限を廃止するものでございます。

次に、第27条の2第1項でございますが、配偶者等の介護が必要となったことについて申出をした職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度等を知らせるとともに、それらの制度の請求等に係る意向を確認するための措置を講じる旨を規定するものでございます。

第2項は、5ページにかけてとなりますが、職員が40歳に達した日の属する年度において、仕事と介護との両立に資する制度等について知らせる旨を規定するものでございます。

次に、第27条の3でございますが、仕事と介護との両立に資する制度の請求等が円滑に行われるよう、制度に関する研修の実施、相談体制、勤務環境の整備を行う旨を規定するものでございます。

最後に、附則でございます。

第1項につきましては、施行期日を公布の日からとするものでございます。

第2項につきましては、経過措置として、育児期における仕事と育児との両立に資する制度等のお知らせ、意向確認等については、施行日前においても行うことができる旨を規定するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【中江美和君】 説明が終わりました。

これより議案第8号に対する質疑を行います。

○7番【安竹洋平君】 議長。

○議長【中江美和君】 安竹洋平議員。

○7番【安竹洋平君】 1点だけ伺いたいんですけれども、これは、この議案が該当する職員の方々というと、先ほど御説明いただいたように、現状だと4名ということです。どうでしょうか。1点だけ。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 お答えいたします。こちらにつきましては、職員が対象となっておりますので、職員3名についての条例という理解でございます。

以上でございます。

○7番【安竹洋平君】 分かりました。

○議長【中江美和君】 ほかにございませんか。

○3番【宮代一利君】 議長。

○議長【中江美和君】 宮代一利議員。

○3番【宮代一利君】 今御説明いただいた資料の4ページの一番最後の下のところに

40歳という年齢が記されているのですが、この根拠について御説明をお願いしたいと思います。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 お答えいたします。こちらの条例につきましては、総務省の通知において、国の資料においては、当該規定に関して、家族の介護に直面する前の早い段階に、仕事と介護の両立支援制度等に関する情報を周知するものというふうに示されてございます。

一般的には、介護が必要な家族としては父母が多く、また、父母の介護が求められる時期が、職員が40歳に達して以降が多いとの考え方から、このような通知が出されたのではないかというふうに認識をしてございます。

以上でございます。

○議長【中江美和君】 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第8号「湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【中江美和君】 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 議長。

○議長【中江美和君】 山崎管理者。

○管理者【山崎泰大君】 それでは、ただいま議題となりました、議案第9号の提案理由について御説明申し上げます。

内容につきましては、担当者から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定を賜りますようお願ひいたします。

○事務局長【井上幸三君】 議長。

○議長【中江美和君】 事務局長。

○事務局長【井上幸三君】 それでは、議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

湖南衛生組合職員の育児休業等に関する条例につきまして、当組合では、これまで、先ほどの湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例と同様に、原則として所在地である武藏村山市の例に倣って整備をしてきております。

今般、武藏村山市の条例が改正されたことを受けて、当組合においても同内容の改正を行うものでございます。

それでは、内容について御説明いたします。本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充する必要があるため、提案するものでございます。

1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、第1条でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律、以下、育児休業法と申し上げますが、この法律の改正に伴い、引用する条項に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、第7条の2でございます。2ページにかけてとなりますが、部分休業を取得することができない会計年度任用職員に係る規定のうち、1日の勤務時間に係る要件をなくすものでございます。

次に、第8条第1項でございますが、従来の1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能な部分休業を第1号部分休業と規定するとともに、勤務時間の始め又は終わりに限つて取得時間帯の制限を廃止するものでございます。

次に、第2項及び第3項でございます。3ページにかけてとなりますが、こちらは、第1項の改正に伴う文言の修正を行うものでございます。

次に、第8条の2でございますが、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で

請求する部分休業を、新たに第2号部分休業として規定するとともに、当該部分休業の承認は、原則として1時間単位で行う旨を規定するものでございます。

次に、第8条の3でございます。4ページにかけてとなりますと、育児休業法において条例で定めることとされている1年の期間を、毎年4月1日から3月31日と定めるものでございます。

次に、第8条の4でございますが、育児休業法において条例で定めることとされている第2号部分休業の1年につき取得可能な時間数を定めるものでございます。

次に、第8条の5でございますが、育児休業法において条例で定めることとされている第1号部分休業又は第2号部分休業の取得の申出を変更することができる特別な事情を定めるものでございます。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

第9条でございますが、改正後の第8条及び第8条の2の規定に合わせて、部分休業に関する文言を修正するものでございます。

次に、第10条でございますが、先ほど御説明した第8条の5に規定する特別の事情に該当し、部分休業の申出内容を変更した場合には、部分休業の承認を取り消す旨を定めるものでございます。

次に、附則でございます。

第1項は、施行期日を公布の日からとするものでございます。

次に、第2項は、経過措置として、令和7年度における第2号部分休業の取得可能な時間数について、本則の時間数を公布の月から令和8年3月までの月数で按分した時間数とする旨を規定するものでございます。

次に、第3項は、本改正に伴い、湖南衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正を行うものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長【中江美和君】 説明が終わりました。

これより議案第9号に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 質疑ないものと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長【中江美和君】 討論なしと認めます。

これにて討論を終結し、採決に入ります。

議案第9号「湖南衛生組合職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長【中江美和君】 挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和7年第2回湖南衛生組合議会定例会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでした。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

湖南衛生組合議會議長

湖南衛生組合議會議員

湖南衛生組合議會議員